

理工情報生命学術院 数理物質科学研究群
応用理工学学位プログラム〔博士後期課程〕の修了要件に係る所要科目及び必要単位数等
(令和7年度入学者適用)

【電子・物理工学サブプログラム】

学位プログラムの教育に必要とする内容					
		科目区分	科目群		単位
必修	基礎的な内容	基礎科目			
		専門基礎科目			
	専門的な内容	専門科目	応用理工学学位プログラム 電子・物理工学サブプログラム共通	「電子・物理工学特別研究ⅢA」	3
				「電子・物理工学特別研究ⅢB」	3
		「電子・物理工学特別研究ⅣA」		3	
	数理物質科学研究群共通	「電子・物理工学特別研究ⅣB」		3	
「電子・物理工学特別研究ⅤA」		3			
	「電子・物理工学特別研究ⅤB」	3			
			「数理リサーチプロポーザル」	1	
自由	その他 基礎的または専門的な内容	科目区分・科目群は問わない。			
合計単位数					19

社会人特別選抜入学者(14条特例適用者)に係る履修上の注意 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。(大学院設置基準第14条)	
早期修了者に係る履修上の注意 (早期修了プログラム含む) 在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。(大学院設置基準第17条ただし書きの適用)	・優れた研究業績を上げたと認められた者は、所定の手続きにより認定を受けることによって、在学期間が3年未満でも修了することができる。 1年次修了の場合は、「電子・物理工学特別研究ⅣA」及び「電子・物理工学特別研究ⅣB」(2年次対象)、「電子・物理工学特別研究ⅤA」及び「電子・物理工学特別研究ⅤB」(3年次対象)の履修を早期に認める。 2年次修了の場合には、「電子・物理工学特別研究ⅤA」及び「電子・物理工学特別研究ⅤB」(3年次対象)の履修を早期に認める。

修了要件 博士後期課程の修了要件は、大学院学則第43条第1項及び第2項に定めるところによるものとし、学位プログラム・サブプログラムごとの所要科目を必要な単位数以上修得しなければならない。	・本学位プログラムの定める基準に基づき所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること
---	--

(注)

1. 本表に掲げる単位数は、修了に必要な最小の数値を示す。
2. 原則として、同一授業科目名の単位を重複して修得することはできない。
3. 数理フェローシップ採用学生は指定の科目を必ず履修すること。

【物性・分子工学サブプログラム】

【物性・分子工学プログラム】

学位プログラムの教育に必要とする内容					
		科目区分	科目群		単位
必修	基礎的な内容	基礎科目			
		専門基礎科目			
	専門的な内容	専門科目	量子物性分野 量子理論分野 材料物性分野 物質化学・バイオ分野	当該分野の「特別研究ⅢA」 当該分野の「特別研究ⅢB」 当該分野の「特別研究ⅣA」 当該分野の「特別研究ⅣB」 当該分野の「特別研究ⅤA」 当該分野の「特別研究ⅤB」	3 3 3 3 3 3
	自由	その他 基礎的または専門的な内容	科目区分・科目群は問わない。		
	合計単位数				18

社会人特別選抜入学者(14条特例適用者)に係る履修上の注意 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。(大学院設置基準第14条)		
早期修了者に係る履修上の注意 (早期修了プログラム含む) 在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。(大学院設置基準第17条ただし書きの適用)		・優れた研究業績を上げた者と認められた者は、所定の手続きにより認定を受けることによって、在学期間が3年未満でも修了することができる。 1年次修了の場合は、当該分野の「特別研究ⅣA」及び「特別研究ⅣB」(2年次対象)、当該分野の「特別研究ⅤA」及び「特別研究ⅤB」(3年次対象)の履修を早期に認める。 2年次修了の場合には、当該分野の「特別研究ⅤA」及び「特別研究ⅤB」(3年次対象)の履修を早期に認める。
修了要件 博士後期課程の修了要件は、大学院学則第43条第1項及び第2項に定めるところによるものとし、学位プログラム・サブプログラムごとの所要科目を必要な単位数以上修得しなければならない。		・本学位プログラムの定める基準に基づき所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること

(注)

1. 本表に掲げる単位数は、修了に必要な最小の数値を示す。
2. 原則として、同一授業科目名の単位を重複して修得することはできない。
3. 数理フェローシップ採用学生は指定の科目を必ず履修すること。

【NIMS連係物質・材料工学サブプログラム】

学位プログラムの教育に必要とする内容					
		科目区分	科目群		単位
必修	基礎的な内容	基礎科目			
		専門基礎科目			
	専門的な内容	専門科目	応用理工学学位プログラム NIMS連係物質・材料工 学サブプログラム共通	「物質・材料工学セミナーⅠ」	1
				「物質・材料工学セミナーⅡ」	1
				「物質・材料工学特別研究ⅠA」	3
				「物質・材料工学特別研究ⅠB」	3
「物質・材料工学特別研究ⅡA」				3	
自由	その他 基礎的または専門的な内容	科目区分・科目群は問わない。	「物質・材料工学特別研究ⅡB」	3	
			「物質・材料工学特別研究ⅢA」	3	
			「物質・材料工学特別研究ⅢB」	3	
合計単位数					20

社会人特別選抜入学者(14条特例適用者)に係る履修上の注意 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。(大学院設置基準第14条)	
早期修了者に係る履修上の注意 (早期修了プログラム含む) 在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。(大学院設置基準第17条ただし書きの適用)	・優れた研究業績を上げたと認められた者は、所定の手続きにより認定を受けることによって、在学期間が3年未満でも修了することができる。 1年次修了の場合は、「物質・材料工学セミナーⅡ」「物質・材料工学特別研究ⅡA」「物質・材料工学特別研究ⅡB」(2年次対象)、「物質・材料工学特別研究ⅢA」「物質・材料工学特別研究ⅢB」(3年次対象)の履修を早期に認める。 2年次修了の場合には、「物質・材料工学特別研究ⅢA」「物質・材料工学特別研究ⅢB」(3年次対象)の履修を早期に認める。
修了要件 博士後期課程の修了要件は、大学院学則第43条第1項及び第2項に定めるところによるものとし、学位プログラム・サブプログラムごとの所要科目を必要な単位数以上修得しなければならない。	・本学位プログラムの定める基準に基づき所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること

(注)

1. 本表に掲げる単位数は、修了に必要な最小の数値を示す。
2. 原則として、同一授業科目名の単位を重複して修得することはできない。
3. 数理フェローシップ採用学生は指定の科目を必ず履修すること。